

図書所蔵レコード件数2,000万件突破

情報サービスの図書の所蔵レコード件数が2,000万件を突破しました。昭和60年7月に第1号の所蔵レコードが登録されてから10年5ヶ月めでの達成となりました。

1,000万件を突破するのに7年9ヶ月要しましたが、その後の1,000万件は2年7ヶ月というハイペースで達成されています。これはひとえに、総合目録データベースの充実を目指して積極的に参加くださった各参加機関各位のご尽力の賜物です。この場を借りて改めてお礼申し上げます。

2,000万件前後の入力状況は下表のとおりです。

カウント	入力時刻	所蔵ID	書誌ID	参加組織	入力館
19,999,991	11:20:49	CD0193634018	BN12528683	FA001710	群馬大学
19,999,992	11:20:51	CD0193634335	BN03155381	FA015282	九州大学
19,999,992	11:20:51	CD0193634379	BN01731663	FA004672	跡見学園女子大学
19,999,994	11:20:52	CC0092885548	BA07758015	FA001594	福島大学
19,999,995	11:20:53	CD0193634357	BN1084082X	FA002258	山梨大学
19,999,996	11:20:54	CD0193634233	BN03818376	FA002338	信州大学
19,999,996	11:20:54	CD0193634459	BN11514967	FA004821	文教大学
19,999,998	11:20:59	CC0092885694	BA18568190	FA007284	椋山女学園大学
19,999,999	11:21:00	CD019363438X	BN00607862	FA004060	神戸商科大学
20,000,000	11:21:01	CD0193634415	BN13478933	FA001787	東京大学
20,000,000	11:21:01	CC0092885628	BA2629734X	FA008141	梅花女子大学
20,000,002	11:21:02	CC009288564X	BA24349635	FA008276	神戸学院大学
20,000,002	11:21:02	CC0092885672	BA13819952	FA007761	龍谷大学
20,000,004	11:21:03	CD0193634153	BN02919345	FA011769	東京大学経済学部
20,000,005	11:21:04	CD0193634040	BN08177949	FA002972	兵庫教育大学
20,000,006	11:21:06	CC0092885661	BA21314747	FA011758	東京大学文学部
20,000,007	11:21:07	CD0193633423	BN13307974	FA001743	埼玉大学
20,000,008	11:21:15	CD0193634448	BN0297317X	FA003625	宮崎大学
20,000,009	11:21:16	CD0193634255	BN04048886	FA001641	図書館情報大学
20,000,010	11:21:17	CD0193634674	BN13063938	FA005609	大東文化大学

雑誌目録システム運用の一時変更について

学術雑誌総合目録和文編全国調査の実施に伴い、次のように雑誌システムの運用を変更します。

1. レコード作成日が1995年8月14日以前の和雑誌の重複レコードを見つけた場合は、「削除予定レコード」処理をせずに、センターに「目録情報に関する質問書」と画面のハードコピーを添えて報告してください。運用変更期間は、全国調査期間中(現在から平成8年9月ごろまで)とします。
2. 磁気テープヘデータを採取したあと、センター側でのデータロードが終了するまで、オンラインでの所蔵更新・削除などは行わないでください。エラーの原因となります。データロードの終了は作業が終わった時点で個別にご連絡します。

また、今回初めて「磁気テープ」を提出する参加館は、データロードを円滑に行うため、事前にテストデータを作成して雑誌目録情報係に送付してください。締切りは設けませんが、データが出来次第お早めをお願いします。また、テストデータはその形式を確認するためのものですので、件数は何件でも構いません。

コーディングマニュアル和・洋図書新規作成記述規則の 刊行

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会は、今年度も引き続き、コーディングマニュアルの未刊行部分の完成のため、原案の作成と審議検討を続けてまいりました。

このたび、和図書書誌新規作成記述規則のうち未刊であった2.0以下の通則の部分及び洋図書書誌新規作成記述規則の記述ブロックのうちTRとEDの部分が、平成7年度第1回総合目録小委員会において了承され、今号の付録として公表できる運びとなりました。

今回刊行される部分について、以下のような点にご注意ください。

- ・「部編名」に別個の著者等がある場合の取扱い

「目録情報の基準 第2版」(「基準」)は、「書誌単位」を「固有の標題、著者等によって書誌的に他と区別できる単位」と定義しています(→「基準」4.2.3(4))。そして、「固有の標題でないもの」と書誌単位の関係に触れて、「部編名」に該当する名称で区別されるものは通常は書誌単位ではないが、「部編名」が別個の著者を有する場合については、「部編名」及び固有の著者等によって互いに区別できる単位として、書誌単位であるとしています(→「基準」4.2.3, p. 30)。

これまでこの書誌単位の目安となる「著者等」について、それ以上の指針を示したことはありませんでしたが、今回刊行の「2.0.1 固有の標題」では、以下のように細則を定めています(→2.0.1A3)。すなわち、「部編名」のもとに別個の著者等がある場合には、「固有の標題」が存在するものとして扱い、それぞれ書誌レコードを作成するが、

- 1) 複数の著者等による共著(等)の場合は、
 - a) 同一の役割を果たすそれらの著者等が、「部編名」ごとにすべて異なる場合にのみ別書誌を作成し、他の「部編名」のもとの著者等と一部でも共通する者がある場合は別書誌としない。
 - b) その際、著者等の表示や記述の順序や記述された人数が違っていても、別書誌とはしない。
 - c) 著者等が4以上あって記述を省略するとき、TRフィールドに記録された責任表示の相違によって、著者等が別個であるとは判断しない。
- 2) 役割の異なる著者等がある場合は、役割表示ごとに別個であるかどうかにより判断する。

なお、この細則の設定に際しては、改めてその根拠となる次の点が確認されました。

- ・目録情報作成上、著作という概念は依然として忽せにできず、「書誌単位」はこれに基づくものである。
- ・「固有の標題」でない「部編名」であっても、独自の著者を持つなど著者性が強調されている場合は「著作」とみなすことができる。
- ・この場合の著者性には、独立性のみでなく共著性をも考慮する。

これまで複数著者のあるケースの書誌作成単位については、既成のレコード中にユレが生じていました。今後新規に書誌を作成する場合は、コーディングマニュアルの規定をご参照ください。

- ・原本代替資料の書誌レコード上での表現

これまで複製資料の扱いについては、「基準」(4.2.32-4))に書誌作成単位について書かれているほかは、随時オンラインシステムニュースレターに掲載し「抜刷集 No.1~No.46」(p.45-47)にまとめた記事に従って運用されてきましたが、今回ようやく「2.0.4 複製・原本代替資料」として刊行できるようになりました。今後、複製・原本代替資料については、「抜刷集」1.1.4Aによるのではなく、コーディングマニュアル 2.0.4に従って、書誌レコードを作成してください。

なお、「2.0.4」では、これまでの取扱いが次のように変更となっています。ご確認ください。

「抜刷集」1.1.4Aのうち、「複製の種類の表示の2」として、私的に作成された原本代替資料(出版を目的としない複製資料)についてはEDフィールドに「私家複製版」(和資料の場合)等と記録する、という規定を設けていました(→「抜刷集」p.46)が、以後、

- a) EDフィールドに「私家複製版」等の補記はしない(→2.0.4D2)
- b) PUBフィールドに製作者として「私製」と記録する(製作事項のうち製作地、製作年は記録しない)(→2.0.4D3)
- c) 製作者が異なっても別書誌とはしない(→2.0.4B)
- d) 原本の出版・頒布事項は、PUBフィールドではなく、NOTEフィールドに記録する(→2.0.4C2, D4)。

ただし、既に作成された書誌レコードを直ちに修正する必要はありません。

・ルーズリーフ資料の書誌作成単位

加除式のルーズリーフ資料は図書ファイルに登録します。また一般の図書と(雑誌とも)異なり、刊行中にタイトルが変化しても、原則として、新たに書誌レコードは作成せず、既存のレコードを修正して、最新状態のタイトルをTRフィールドに記録します。その他の情報も原則として、刊行中に変更があれば、随時既存のレコードを修正して新しい情報を記録することになります。(→2.0.6B-E)

・ルーズリーフ資料の「出版物理単位」の表現

ルーズリーフ資料のバインダーの数(また、各バインダーにファイルされる部分の範囲)は、一般の図書の物理単位とは異なり流動的であることなどから、巻冊とはみなさず、VOLフィールドには記録しないことになりました。したがって、分冊状況(バインダーの数)が書誌の同定に影響を及ぼすことはありません。また、その刊行途中の増減によって修正する必要もありません。分冊状態を記録する必要がある場合は、所蔵レコードに適宜記録することになります(→2.0.6B3), D1.1, F2)。

・「英米目録規則 第二版(AACR2)」との関係

以前和図書の記述規則を刊行した際、「日本目録規則」とコーディングマニュアル第2章の関係について、コーディングマニュアルでは、目録規則に定められていない部分及び「基準」と目録規則とで扱いが異なる部分について記載し、目録規則をそのまま適用する事項は原則として記載しないという方針を述べました。洋図書の記述規則(第4章)も同じ原則にのっとり、AACR2をそのまま適用する事項については、基本的に記載していません。

ただし、AACR2はその後改訂を重ね、1988年にそれまでの改訂をまとめて1冊ものとした1988 Revision、さらにその後の改訂を差替紙片形式にまとめたAmendments 1993が出版されています。総合目録データベースに書誌レコードに登録するにはこれらの改訂を踏まえたAACR2の理解が必要になりますが、現在のところAACR2の日本語訳は1979年改訂に対するいわゆる「日本語版」が存在するだけで、改訂版の翻訳は刊行されていません。そのため、現実に目録作業現場でこれらの改訂をフォローアップしていくことは困難な場合も考えられます。

このような状況に鑑み、「日本語版」以降の内容に関わる改訂(細かい字句や言い回しの変更は含まない)については、目録規則をそのまま採用する場合や、直接データ入力に影響がない場合でも、コーディングマニュアルに記載しようということになりました。AACR2の規則について述べた項目やAACR2の規則の訳文そのものを記載した項目等があり、第2章とは多少異なる形式となっていますが、以上のような経緯によるものです。

また、和図書とは扱いが違う、洋図書資料に特徴的と思われる事項(今回刊行の部分では、4.2.2の並列版表示、付加的版表示など)については、注意を促す意味で目録規則をそのまま適用するものでも記載している場合があります。

なお、AACR2の該当規則については、文中に示していない場合は、適宜当該文の末尾に「(→AACR2 条項番号)」の形で参照を出しています。

以上の点を始めとして、コーディングマニュアル全般にわたり、ご意見などありましたら、刊行の準備を進めている他の部分の参考にもなると存じますので、下記までご連絡いただければ幸いです。

FAX 03-3944-7131
SIMAIL Z00658

AACR2の改訂について(3)

引き続きAACR2の改訂による主な変更点を紹介します。

今回は、標目に関わる章のうち、第22章 個人標目、第23章 地名、第24章 団体に対する標目を取り上げます。

第22章 個人標目

(注：ここでは「英米目録規則第二版日本語版」にならい、nameには「名前」、given name, forename 等 “姓名” の名に当たるものには「名」の語を用いている)

22.2 種々の名前からの選択

22.2B 筆名 (AACR2 22.2C)

22.2B1 (AACR2 22.2C1) 一つの筆名

改訂内容：「またはその個人が参考情報源において1つの筆名で頻繁に特定されている場合」を削除

22.2B2-B4 (AACR2 22.2C2-C4)

改訂内容：複数の筆名、若しくは本名と筆名を用いている個人について、その名前が頻繁に用いられているかどうかを標目の選択の基準とする方法を変更

AACR2	頻繁に用いられる名前があればそれを選択する。(C2) なければ、記述対象に表示されている名前を選択し、それぞれの名前を参照で関係づける(C3) 同じ著作でも版によって異なった名前が用いられている場合や、1つの版に複数の名前が表示されている場合は、その著作に対し最も頻繁に用いられている名前を、すべての版に対して選択する。容易に決めかねるときは最新の版に表示されている名前を選択する。他の名前から固有名+タイトル形の参照を施す(C4)
	↓
AACR2R88	B2 分野によって名前を使い分けている場合は、それぞれの分野で用いている名前を選択する B3 現存著者に対しては、その著作に表示されている名前を選択する 同じ著作でも版によって異なった名前が用いられている場合や、1つの版に複数の名前が表示されている場合は、その著作に対し最も頻繁に用いられている名前を、すべての版に対して選択する。容易に決めかねるときは最新の版に表示されている名前を選択する。他の名前から固有名+タイトル形の参照を施す B4 B2、B3に該当しない場合は、1その個人の著作のより最近出版された版、2その個人についての評論的著作、3その他の参考情報源によって(この優先順位で)、その個人を特定する名前を選択する。他の名前から参照を施す

* 例1) AACR2 (C2) :

Lewis Carroll

Charles Lutwidge Dodgsonは選択しない

AACR2R88 (B2) :

Charles L. Dodgson (数学、論理学に関する著作に用いる本名)

Charles Carroll (文学的著作に用いる筆名)

著作に応じていずれかを標目とする

AACR2 (C2) :

Erle Stanley Gardner

A. A. Fair, Charles J. Kenny は選択しない

AACR2R88 (B2) :

C. Day-Lewis (詩、評論的著作に用いる本名)

Nicholas Blake (探偵小説に用いる筆名)

著作に応じていずれかを標目とする

例2) AACR2R88 (B3) :

┌ Ed McBain
└ Evan Hunter (ともに同じ人物が用いている筆名)
著作に応じていずれかを標目とする

┌ Kingsley Amis (ほとんどの著作で用いている本名)
└ Robert Markham (1つの著作に用いている筆名)
著作に応じていずれかを標目とする

例3) AACR2R88 (B3) :

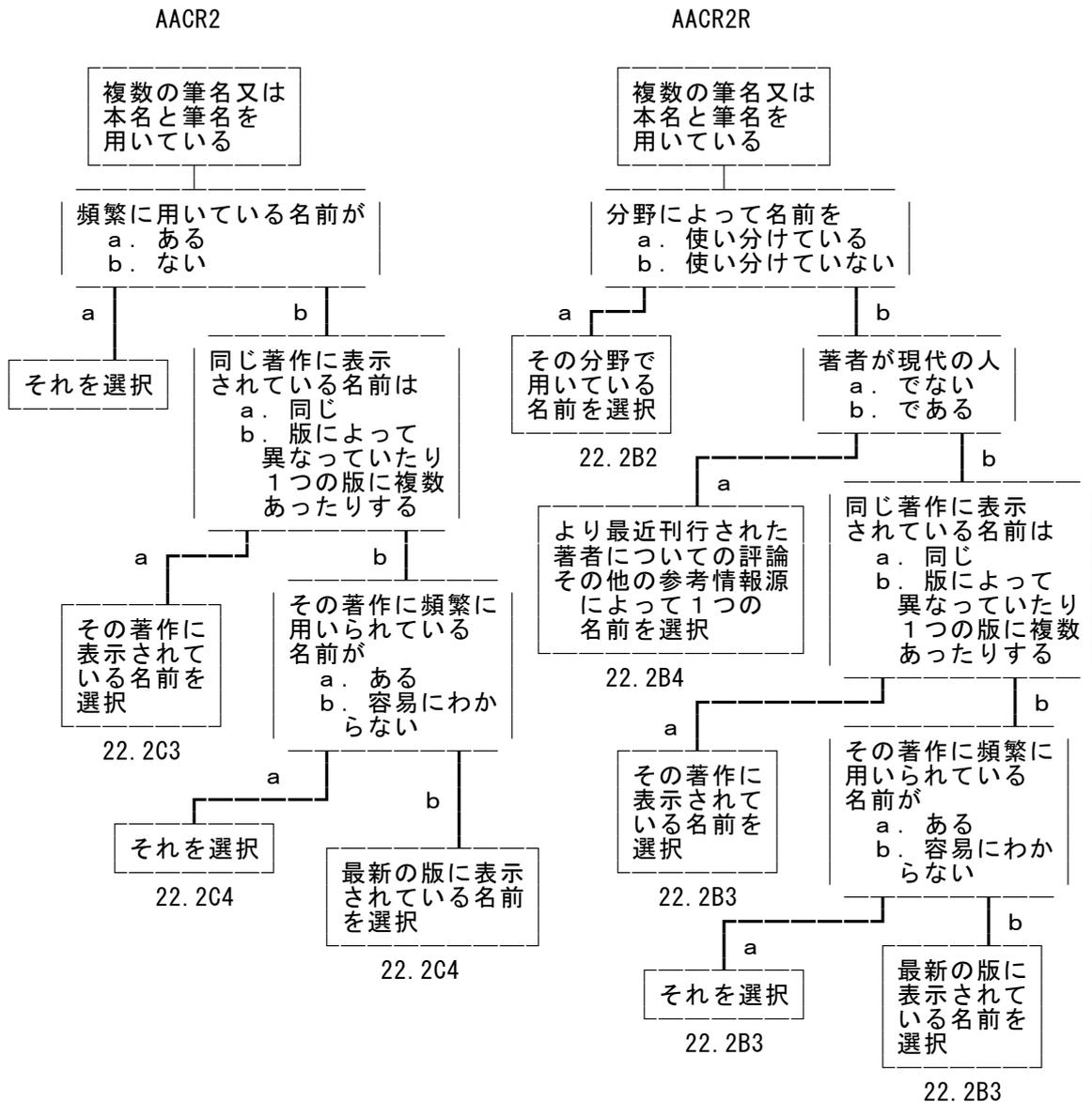
The rising tide / M. J. Farrell
(2つの版が知られており、この後発行された版はMolly Keaneの名前で出版された)
Molly Keaneを標目のために選択する
M. J. Farrellを用いて固有名+タイトル形の参照を作成する

Cut thin to win / Erle Stanley Gardner as A. A. Fair
(2つの版が知られており、一方はA. A. Fairの名前で出版された。上記は後に出版された版である)
Erle Stanley Gardnerを標目のために選択する
A. A. Fairを用いて固有名+タイトル形の参照を作成する

例4) AACR2R88 (B4) :

R. S. Surtees
Author of Mr. Sponge's sporting tourは選択しない

(参考) 複数の筆名、若しくは本名と筆名を用いている個人に対する標目の選択を流れ図としてみると…



22.2C 改名 (AACR2 22.2B)

22.2C1 (AACR2 22.2B)

改訂内容: 筆名を用いている個人は除くという限定句を追加

22.3 同一名の種々の形からの選択

22.3C ローマ字以外の文字で書かれている名前

22.3C2別法（脚注4） 姓のもとに記入する個人

改訂内容：ヘブライ語、イディッシュ語を用いる個人についての例外規定の適用範囲の若干の変更

AACR2	20世紀のパレスチナ・イスラエルで生活し、当該言語を用いている個人の場合は、パレスチナ・イスラエルで刊行された目録対象資料に表示されているローマ字形を優先的に選択する
AACR2R88	当該言語を用いていて、よく知られた英語の参考情報源にはその名前が載っていない個人の場合は、その著作に表示されたローマ字形を選択する

22.5 姓のもとの記入

22.5A 通則

22.5A1 (AACR2 22.5A)

改訂内容：姓がイニシャルで表されている場合の記入に関する段落の追加

AACR2R88	姓がイニシャルで表されていて、名前の少なくとも1つの要素がフルスペルで綴られている場合は、姓を表すイニシャルのもとに記入する
----------	--

*例) G., Michael

22.9 その他の名前の記入

(AACR2, AACR2R88では、古代ローマ人の名前の記入という見出し。AACR2Amen. 93では、古代ローマ人の名前については、22.9Aに規定されている)

22.9B アイスランド語の名前

22.9B1 (AACR2 22.5C6, 22.8A, 22.8C)

改訂内容：アイスランド人の名前の記入について、独立した規定を新設。それまでは原則としてはスカンジナビア諸語の1つとして規定されていた)

AACR2	スカンジナビア諸語を用いる個人の名前が複合姓のように見えるが確かであるときは、名前の最後の部分のもとに記入し、先行部分から参照する(5C6) 姓も称号も含まないアイスランド語の名前で、土地を示す句が父称の次にあるときは、それを名前の不可分の部分として扱い、父称から参照する(8A, 8C)
AACR2Amen. 93	アイスランド語の名前は、最初の名のもとに記入し、その他の名、父称、家族名とコンマなしで続ける。土地を示す句が名・父称・家族名のあとにあるときは、それを名前の不可分の部分として扱う。父称、家族名から参照する

*例) Halldor Laxness
名 家族名
X Laxness, Halldor

22.10 イニシャル、文字、数字のもとの記入

22.10A (AACR2 22.10)

改訂内容：イニシャル、個別文字(separate letters)や数字から成る名前で、記号などが含まれる場合の扱いの一部変更

AACR2	標目に含めて記入する
AACR2Amen. 93	複数の文字から成る略語などの一部であるときは標目に含めるが、1文字のイニシャルの後に続くものは省略する

*例) E. B—s
X B—s, E.
Lettre sur la Grece

しかし、
名前が abbe de B... と表示されているとき
AACR2: B..., abbe de
Amen. 93: B., abbe de
名前が J*** W***** と表示されているとき
Amen. 93: J. W.

X W., J.
Narrative of a command pensioner

22.11 語句のもとの記入

22.11A, 22.11B

(AACR2 22.11B)

改訂内容：名と語句・呼称から成る名前の記入方法の変更

AACR2	名のもとに記入し、名以外の語は付記事項として扱う。適宜表示されたとおりの名前から参照する
	↓
AACR2R88	表示されたとおりの語順で記入し、名、先行語句の形の参照を施すただし、名以外の語が親族名称等の呼称や地位・役職名等であるときは、名のもとに記入し、名以外の語は付記事項として扱う。表示されたとおりの名前から参照を施す

- * 例) AACR2: Richard, poor
X Poor Richard
AACR2R: Poor Richard
X Richard, poor
ただし、
Jemima, Aunt
X Aunt Jemima

同一名を区別するための付記事項

22.18 綴りのより詳しい形

(AACR2では、同一名を区別する付記事項としては、年月日などと区別語のみを設けており、名前への付記事項一般の1項として、イニシャルを含む名前への完綴形の付記を規定している(22.16))

22.18A (AACAR2 22.16)

改訂内容：完綴形などを付記するのは、名前の一部又は全部がイニシャルで表示されている場合に限らなくなった。また、付記しない場合を明示。

AACR2	名前の一部又は全部がイニシャルで表示されており、完綴形がわかっていて、同一名の区別に必要なときは、その完綴形を付記する任意で、区別の必要がないときも、イニシャルを含む名前にこのような付記事項を記載してもよい
	↓
AACR2R88	規定に従って標目とした形よりも詳しい形がわかっていて、同一名の区別に必要な場合は、その詳しい形を付記する。(標目形の一部がイニシャルで、完綴形を付記するというのがよくあるケースだと思われるが、知られている名・姓・イニシャルが規定の標目形には含まれていないというケースもある)任意で、区別の必要がないときもこのような付記事項を記載してもよいが、 1) 名を含む標目形に、含まれていない名 2) 標目形に含まれていない部分のイニシャル 3) 姓を含む標目形に、含まれていない姓 を付記してはならない

- * 例) [Murray, Gilbert (Gilbert George Aime)
[Murray, Gilbert (Gilbert John)

[Johnson, Barbara (Barbara A.)
[Johnson, Barbara (Barbara E.)

[Miller, Mrs. J. (Anna)
[Miller, Mrs. J. (Dorothea)

ただし、区別の必要がないとき、
[Dickens, Charlesであって
[Dickens, Charles (Charles John Huffam)ではない

特定言語の名前のための特別規則

22.26 インドネシア語の名前

22.26C 最初の要素のもとに記入する名前

22.26C1 (AACR2 22.26C1, 22.26C2)

改訂内容：最初の要素のもとに記入される名前の種類の追加

AACR2R88	AACR2 の22.26C1, C2 をそれぞれ22.26C1 中のa), b)とし、c)として、「最後の要素として、イニシャルや略語を含む名前」が追加された。
----------	--

- * 例) Djakarta N. E.

22.27 マライ語の名前

22.27A 適用範囲

22.27A1 (AACR2 22.27A)

改訂内容：適用範囲から除外されていたイバン人、ケダザン人等マレーシア原住民の民族起源の名前にも、22.27の規則を適用することになった。

AACR2	マレーシア、シンガポール、ブルネイの住民の名前で、マライ語以外の、イバン人、ケダザン人、インド人、中国人など、その他の民族から出た名前は除する
AACR2R88	この規則は、イバン人、ケダザン人等、マレーシア原住民の他の民族起源の名前にも適用する。マレーシア、シンガポール、ブルネイに住んでいる個人の名前でも、マレー発祥でない民族（インド人、中国人等）起源の名前は、その名前の言語に対する規則に従って記入する。

第23章 地名

23.4 地名への付記事項

23.4B 通則

23.4B1 (AACR2 23.4B)

改訂内容：付記事項を記録する場合として、同一名称を区別する必要があるときという限定がなくなった。それに伴い、任意規定が削除された。

AACR2	2以上の同一地名を区別するために、より広い地名を付記する。任意に、区別の必要がない場合に適用してもよい
AACR2R88	地名には、23.4C-23.4Fに指示に従って、より広い地名を付記する

23.4C オーストラリア、カナダ、マレーシア、アメリカ合衆国、ソビエト連邦、ユーゴスラビア内の土地

(AACR2では、23.4Cはオーストラリア、カナダ、合衆国のみについて規定し、マレーシア、ソ連、ユーゴスラビアは別に23.4Eで規定されていた)

23.4C1, 24.4C2

(AACR2 23.4C, 23.4E)

改訂内容：上記の国内の地名について1項目にまとめ、構成国や州等自体についても規定を明示

AACR2	これらの国の構成国、州、准州等(state, province, territory, etc.)の中にある場所については、その場所の位置する構成国等の名を付記する
AACR2R88	構成国、州、准州等の名称には付記事項を記載しない。構成国等の中にある場所については、その場所の位置する構成国等の名称を付記する

* 例) Northern Territory
Darwin (N.T.)

23.4D 英国諸島の土地

23.4D1, 23.4D2

(AACR2 23.4D1, 23.4D2, 23.4D3)

改訂内容：英国諸島内の地名について、県名等を付記する規定を変更

AACR2	英国諸島内の県、地域、島域名には、England, Ireland, Northern Ireland, Scotland, Walesを適宜付記する(D1) イングランド、ウェールズ、エール共和国にある場所については、その場所の位置する県名を付記する。スコットランドにある場所については、地域名か島域名を付記する。県名等が位置関係を示す句のみから成る場合(West Midlands, Western Isles, etc.)は、さらにEnglandかScotlandの語を付記する。北アイルランドにある場所については、Northern Irelandを付記する(D2) 連合王国内の現存しない法域名をそのまま持っている場所については、法域であったときその場所が所属していた地理的県名を付記する(D3)
	↓

AACR2R88	England, the Republic of Ireland, Northern Ireland, Scotland Wales, the Isle of Man, the Channel Islands には付記事項を記載しない(D1) これらの地域内にある場所については、その場所が位置する上記の地名を付記する
----------	--

- 例) * AACR2: Waterville (Kerry)
AACR2R88: Waterville (Ireland)
AACR2: Bangor (Gwynedd)
AACR2R88: Bangor (Wales)
AACR2: Pinner (Middlesex) (1934年までMiddlesex県のパリッシュ、現在はロンドン区ハローの一部)
AACR2R88: Pinner (England)

23. 4F 付記事項が1つでは不十分な場合
(AACR2では23. 4Jにこの見出しが付されていたが、改訂後その内容は23. 4F1に)

23. 4F2 (AACR2 23. 4F, 23. 4G)
改訂内容: 都市内、島内等の地名に付記事項を付す場合を、その場所の特定に必要なと思われる場合に限定

AACR2	島名・群島名と結びついて用いることの多い島内の地名には、その島名・群島名を付記する 都市内の地名にはその都市名を付記する。都市名+土地名形の参照を施す
AACR2R88	↓ (都市内の共同体など)場所を特定するのに必要と思われる場合は規定によって付記したより広い地名の付記の前に、適宜それよりも狭い地名を更に付記する

第24章 団体に対する標目

24. 4 付記事項

24. 4C 同一又は類似の名称を持つ2以上の団体

AACR2Amen. 93により、団体に付記する地名について、団体の所在地が英国諸島内にあるか外にあるかで異なっていた取扱いが削除された。その他の改訂もあり、現行のAACR2の条項番号は、「日本語版」刊行時と異なり、次のとおりとなっている。

AACR2Amen. 93	AACR2R88	AACR2 (78, 79R)
24. 4C1通則	24. 4C1	24. 4C1 通則
24. 4C2国名, ...	24. 4C2	24. 4C2 国名, 州名など
24. 4C3地名 ←	24. 4C3	24. 4C3 地名
	24. 4C4	24. 4C4 英国諸島外に位置する団体
24. 4C4法域名...	24. 4C5	24. 4C5 英国諸島に位置する団体
	24. 4C6	24. 4C6 法域名又は所在地名の変更
24. 4C5機関名	削除	24. 4C7 地名を含む団体名
24. 4C6創設年	24. 4C7	24. 4C8 機関名
24. 4C7その他の...	24. 4C8	24. 4C9 創設年
	24. 4C9	24. 4C10その他の付記事項

ただし、現行の24. 4C4, C5-C7 は、内容的には改訂前の24. 4C6, C8-C10からの大きな変更はない。

24. 4C1 通則

改訂内容: 区別の必要がないときに付記事項を付す場合の変更

AACR2	任意規定として、団体間の区別をする必要がなくても、付記事項を記載してもよい
AACR2R88	↓ 区別の要不要にかかわらず、団体の性質や目的を理解する手掛かりとなるならば、付記事項を記載する

24. 4C3 (AACR2 24. 4C3-C5, C7) 地名

改訂内容: 団体名に付記する地名について、当該団体の所在地ではなく、その団体名とよく結び付けられている地名を選択することになった。また、その団体が英国諸島以外にあるか(AACR2 24. 4C4)、英国諸島内(同 24. 4C5)にあるか、また、法域名とその他の地名との区別をする必要がなくなった。さらに、団体名に地名が含まれている場合その地名の付記を省略する規定(C3 第2段落及び C7)が削除された。

AACR2 (C3)	C2で規定した以外の団体には、団体が位置する地名、又は一般にその団体名と結び付けられている地名を付記する。ただし、機関名、創設年等、又はその他の指示語の方がより識別に役立つ場合はこの
------------	---

	限りではない 団体標目に地名を付記する際に、より広い地理的実体名が団体名の一部にあるか、又は団体名にその意味が含まれている場合は、より広い地名の付記を省略する。
AACR2Amen. 93 (C3)	↓ C2で規定した以外の団体には、〔英国諸島の内外の別なく〕法域であるかどうかに関わらず、〔団体が位置するのではなく〕その団体と最もよく結び付けられている地名を付記する。ただし、機関名、創設年等、その他の付記事項の方がより識別に役立つ場合はこの限りではない 1つの付記事項では不十分な場合は、〔法域名に関わらず〕地名の前に、その地域内の地名をさらに付記する

- * 例) Amen. 93:
 [Salem College (Salem, W. Va.)
 [Salem College (Winston-Salem, N. C.)

AACR2 (C4)	英国諸島以外に位置する団体という条項が設けられていた。
AACR2Amen. 93	↓ 条項削除。24. 4C3を適用する

- * 例) AACR2 (C4), Amen. 93ともに:
 [St. John's Church (Georgetown, Washington, D. C.)
 [St. John's Church (Lafayette Square, Washington, D. C.)
- AACR2 (C4): Ecole francaise de papeterie (Grenoble)
 (この学校はGrenoble郊外の法人格のないSt. Martin d' Heresに位置する)
- Amen. 93 (C3): Ecole francaise de papeterie (Grenoble, France)
 (この学校はGrenoble郊外のSt. Martin d' Heresにあるが、Grenobleとより密接に結びついている)

AACR2 (C5)	英国諸島に位置する団体という条項が設けられていた。
AACR2Amen. 93	↓ 条項削除。24. 4C3を適用する。

- * 例) AACR2 (C5): St. Barnabas Church of England School (Bradwell)
 Amen. 93 (C3): St. Barnabas Church of England School (Bradwell, England)
- AACR2 (C5):
 [St. Peter's Church (Hook Norton)
 [St. Peter's Church (Sudbury)
- Amen. 93 (C3):
 [St. Peter's Church (Hook Norton, England)
 [St. Peter's Church (Sudbury, England)
- AACR2 (C5):
 [Red Lion Hotel (Newport, Gwent)
 [Red Lion Hotel (Newport, Isle of Wight)
- Amen. 93 (C3):
 [Red Lion Hotel (Newport, Wales)
 [Red Lion Hotel (Newport, Isle of Wight, England)
 [Red Lion Hotel (Newport, Shropshire, England)

AACR2 (C7)	地方地域名を含む団体名には、それと同一の地名を付記しない。2以上のそのような名称の区別が必要な場合は、団体が位置する国名や州名などを付記する。
AACR2R88	↓ この項削除。したがって、そのような場合でも、団体名に含まれる地名を付記する。

- * 例) AACR2:
 [Washington County Historical Society (Ark.)
 [Washington County Historical Society (Md.)
- AACR2Amen. 93 (C3):
 [Washington County Historical Society (Washington County, Ark.)
 [Washington County Historical Society (Washington County, Md.)

24. 5 省略

24. 5A1 冒頭の冠詞

24. 5A1 (AACR2 24. 5A)

改訂内容: 団体名の冒頭の冠詞を省略しない場合の変更

AACR2	文法上必要ならば省略しない
-------	---------------

AACR2R88	↓ 個人名や地名の一部であるときは省略しない
----------	---------------------------

- * 例) AACR2: Der Blaue Adler (Association)
Det Norske Nobelinstitut
- AACR2R88: Blaue Adler (Association)であって
Der Blaue Adler (Association)ではない
Norske Nobelinstitutであって
Det Norske Nobelinstitutではない
ただし,
Le Corbusier Sketchbook Publication Committee
Los Angeles Symphony (Orchestra)

24. 5C 法人組織を示す用語とその他の用語

24. 4C2

改訂内容: 冒頭にある法人組織等を示す用語が必要な場合にそれを末尾に転置するという規定から, 「文法上可能ならば」という限定句を削除

下部組織と関連団体

24. 13 従属的に記入する下部組織と関連団体

24. 13A (AACR2 24. 13)

改訂内容: 副標目として従属的に記入する下部組織・関連団体として挙げられた種別のうち, 種別3. を具体的な表現で明確化し, 種別4. を追加 (種別4, 5はそれぞれ種別5, 6となったが, 内容は変わらない)

AACR2	種別3. 他組織がその下部組織の名称として用いている名称・用いる可能性のある名称の団体
	↓
AACR2R88	種別3. 一般的名称, 地理・時間的区分を表すだけの名称, 数字や文字で親組織の下部組織であることを示しているだけの名称の団体
	種別4. 団体であることがわからないような名称の団体

- * 例) Canadian Jewish Congress. Central Region
(名称はCentral Region) (種別3.)
U. S. Customs Service. Region IX
(名称はRegion IX) (種別3.)
British Library. Collection Development
(名称はCollection Development) (種別4.)

政府機関と官職

24. 18 従属的な標目形とする政府機関

24. 18A (AACR2 24. 18)

改訂内容: 副標目として従属的に記入する政府機関として挙げられた種別のうち, 種別3. を具体的な表現で明確化し, 種別4. を追加 (種別4-10は順次種別5-11となったが, 内容は変わらない)

AACR2	種別3. 別の機関が用いている名称・用いる可能性のある名称の機関
	↓
AACR2R88	種別3. 一般的名称, 地理・時間的区分を表すだけの名称, 数字や文字で政府・政府機関の下部組織であることを示しているだけの名称の機関
	種別4. 団体であることがわからないような名称の機関

- * 例) United States. National Labor Relations Board. Library
(名称はLibrary) (種別3.)
United States. General Services Administration. Region 5
(名称はRegion 5) (種別3.)
Canada. Ocean and Aquatic Sciences
(名称はOcean and Aquatic Sciences) (種別4.)

24. 26 国際機関及び政府間機関への代表団

24. 26A (AACR2 24. 26)

改訂内容: 副標目とした代表団・委員会などの名称から省略する語句を新規に規定

AACR2R88	代表団・委員会などを国に対する標目の副標目として記入するときその副標目から (名詞形の) 政府名やその略語を省略する (省略によって誤解が生ずる場合はこの限りではない) 規定, 会議・会合への代表団等の名称に回次, 日付, 開催地が含まれるとき, これを省略して標目の末尾に転置する (24. 7Bを見よ) 規定の追加
----------	---

- * 例) AACR2: Mexico. Delegacion a la Conferencia Interamericana de
Consolidacion de la Paz, Buenos Aires, 1936
AACR2R88: Mexico. Delegacion a la Conferencia Interamericana de
Consolidacion de la Paz (1936 : Buenos Aires, Argentina)
- AACR2: Germany. Reichskommission fur die Weltausstellung in
Chicago, 1893
AACR2R88: Germany. Reichskommission fur die Weltausstellung in
Chicago (1893)

総合目録委員会・総合目録小委員会の開催

〔平成7年度第1回総合目録委員会〕

標記委員会は11月29日(水)14:00～16:00に開催されました。

今回の委員会では、目録所在情報サービス運用状況等の報告、及び今年度の目録情報関係の事業計画の説明と、「目録情報の基準運用細則」、中国語資料データベース化検討WGについて審議を行いました。

「目録情報の基準運用細則」関連では、3年計画の最終年次である今年度のスケジュールと、和図書書誌レコード（新規作成）記述総則、洋図書書誌レコード（新規作成）記述規則（子書誌・部分）の各原案について、その作成方針が承認されました。また、中国語資料データベース化検討WGについては、「目録情報の基準」の整備の一環として、中国語についての入力規則等を検討する場を総合目録小委員会の下に置きたい、という原案が承認されました。

〔平成7年度第1回総合目録小委員会〕

標記委員会は10月19日(木)10:00～12:00に開催されました。

今回の委員会では、目録所在情報サービス運用状況等の報告、及び今年度における目録情報関係の事業計画の説明のあと、以下の事項について審議を行いました。

1. 「目録情報の基準運用細則」作成検討部会について

平成7年度の作業計画、部会メンバーについて説明があり了承された。

今年度は、1.和図書書誌レコード（新規作成）記述総則、2.洋図書書誌レコード（新規作成）記述規則（子書誌）、3.著者名典拠レコード（新規作成）記述規則（日本名：団体名）を順次検討していくことになった。

和図書書誌レコード（新規作成）記述総則、洋図書書誌レコード（新規作成）記述規則（子書誌）の部分の最終案が提示され、作成方針が承認された。

2. 中国語資料データベース化検討WGについて

次期目録システムでの多言語資料データベース化に向けて、「目録情報の基準」を整備するための作業の第一段階として、中国語資料のデータベース作成

方針の策定、目録規則類及び現行システム内のデータの扱い等を検討するWGを委員会内に設置する、という原案が承認された。

総合目録委員会、同小委員会の委員及び「目録情報の基準運用細則」作成検討部会のメンバーは次の方々をお願いしました。

総合目録委員会委員名簿 (16名)
(委員長 : 宮澤研究開発部教授)

氏名	所属・官職等
上田 修一	慶應義塾大学文学部教授
近藤 禎二	東京大学附属図書館事務部長
洪川 雅俊	慶應義塾大学メディアネットワーク本部長
高橋 柏夫	筑波大学図書館部長
高橋 公真	東京都立中央図書館資料部整理課長
高鶴 武久	国立国会図書館調査及び立法考査局総合調整室専門調査員
羽田 幸子	東京大学附属図書館事務部長
松井 昭二	図書館情報学教授
丸山 昭二	鶴見大学教授
山崎 久道	三菱総合研究所経営システム研究センター専門研究部長
湯浅 富士夫	大阪大学附属図書館事務部長
井上 如亮	学術情報センター 教育研修部長
内藤 衛	学術情報センター 研究開発部研究主幹
宮澤 彰	学術情報センター 研究開発部教授
影浦 峽	学術情報センター 研究開発部助教
池之上 忠	学術情報センター 事業部長

総合目録小委員会委員名簿 (18名)
(主査 : 宮澤研究開発部教授)

氏名	所属・官職等
塚野 利夫	明治大学図書館事務部文献情報課
宇野 弘純	北海道大学附属図書館情報システム課図書館専門員
島崎 昭子	静岡県立大学附属図書館情報管理課図書館専門員
菅野 精康	東京大学附属図書館情報管理課図書館専門員
田中 康雄	立命館大学総合情報センター教育研究システム課長
棚橋 章	名古屋大学附属図書館情報管理課課長補佐
永田 治	図書館情報学大学院情報学部助教
中野 美英	京都大学附属図書館情報サービス課雑誌・特殊資料掛長
星野 雅正	富山医科大学薬学部図書課長
村田 史博	浜松医科大学工学部図書課長
安田 博	慶應義塾大学理工学メディアセンター事務部長
宮澤 彰	学術情報センター 研究開発部教授
影浦 峽	学術情報センター 研究開発部助教
笹川 郁夫	学術情報センター 事業部目録情報課長
大場 高志	学術情報センター 事業部目録情報課長補佐
酒井 清彦	学術情報センター 事業部目録情報課図書館目録情報係長
米澤 誠二	学術情報センター 事業部目録情報課雑誌目録情報係長
鈴木 敬	学術情報センター 事業部目録情報課専門・電子情報係長

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会メンバー (平成7年度)
主査 : 永田 治 (図書館情報学助教)

評価検討班

氏名	所属
佐々木 光子	北海道大学附属図書館北分館
前田 裕子	東北大学附属図書館医学分館整理係長
秋山 紀子	東京大学附属図書館目録主任
石黒 敦子	慶應義塾大学日吉情報メディアセンター 図書館情報サービス担当課長
須永 雅子	国立婦人教育会館システム管理係長
大中 井子	上越教育大学附属図書館目録情報係
石中 坂司	名古屋大学附属図書館第二情報資料掛長
石中 司美	信州大学附属図書館整理係
稲葉 里洋	京都大学附属図書館情報課雑誌・特殊資料掛長
	神戸大学附属図書館情報管理第一掛長

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会の審議内容

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会 第20回打ち合わせ（調整作業班による）

日時：平成7年9月14日(木) 13:30～17:00

1. 「和図書書誌レコード」について
2.0 「通則」, 2.0.1 「固有の標題」, 2.0.2 「書誌構造」, 2.0.3 「出版物理単位」について, 前回の審議結果をふまえた修正案をもとに語句の見直しを行った。また, 2.0.4 「複製・原本代替資料」, 2.0.5 「付属資料」, 2.0.6 「ルーズリーフ資料」についても, 修正案をもとに意見交換を行った。特に, 原本代替資料の記録方法について検討した。
2. 「洋図書書誌レコード」について
4.2.1 「TR」, 4.2.2 「ED」について, 修正案をもとに審議を行った。また, 4.2.3 「PUB」についても原案をもとに審議を行った。

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会 第21回打ち合わせ（全体会議）

日時：平成7年10月16日(月) 14:00～17:00

1. 「和図書書誌レコード」について
2.0 「通則」, 2.0.1 「固有の標題」, 2.0.2 「書誌構造」, 2.0.3 「出版物理単位」, 2.0.4 「複製・原本代替資料」, 2.0.5 「付属資料」, 2.0.6 「ルーズリーフ資料」について, 前回の審議結果をふまえた修正案をもとに審議を行い, 概ね了承された。
2. 「洋図書書誌レコード」について
4.2.1 「TR」, 4.2.2 「ED」について, 前回の審議結果をふまえた修正案をもとに審議を行い, 概ね了承された。

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会 第22回打ち合わせ（調整作業班による）

日時：平成7年11月13日(月) 13:30～17:00

1. 「和図書書誌レコード」について
2.0 「通則」, 2.0.1 「固有の標題」, 2.0.2 「書誌構造」, 2.0.3 「出版物理単位」, 2.0.4 「複製・原本代替資料」, 2.0.5 「付属資料」, 2.0.6

「ルーズリーフ資料」について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに最終的な確認を行った。

2. 「洋図書書誌レコード」について

4.2.1 「TR」、4.2.2 「ED」について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに最終的な確認を行った。また、4.2.3 「PUB」について、修正案をもとに審議を行った。さらに、4.2.4 「PHYS」、4.2.7 「NOTE」、4.3 「リンクブロック」、4.3.1 「PTBL」、4.3.2 「AL」、4.3.3 「UTL」、4.4 「主題ブロック」、4.4.1 「CLS」、4.4.2 「SH」について、原案をもとに意見交換を行った。

3. 「著者名典拠レコード」について

第9章 著者名典拠レコード（日本名：団体名）記述規則 の各章について、原案をもとに意見交換を行った。